

監査委員告示第 7 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成28年11月24日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 町 田 義 昭

記

- 1 監査の範囲 平成28年度(平成28年4月～平成28年10月)の一般会計に係る財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監査対象課
平成28年11月24日(木)	文化生涯学習課 生涯スポーツ課 生涯学習プラザ

3 監査の結果

提出された監査資料、諸帳簿等を審査した結果、予算執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて、概ね適正に執行されているものと認められる。

文化生涯学習課については、職員の休日の確保、労働時間の確保について、生涯スポーツ課については、同一人による委託契約の締結、複数回に亘る補助金交付申請について、生涯学習プラザについては、用地の賃貸借契約の起案内容、地下タンク修繕工事の随意契約について留意を求めた。